

## 一般社団法人みやぎ大崎観光公社バナー広告掲載取扱基準

この基準は、一般社団法人みやぎ大崎観光公社（以下「当公社」という。）が、インターネット上に公開しているホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 掲載基準

当公社ホームページに掲載するバナー広告は、社会的信用性の高い情報であることを前提とし、公共性及び品位を有するものでなければならない。

次の各号のいずれかに該当する内容の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業またはこれに類するもの
- (2) 政治活動に関するもの
- (3) 宗教活動に関するもの
- (4) 法令または公序良俗に反するもの
- (5) 虚偽または誤認を招くおそれのあるもの
- (6) その他、当公社が不相当と認めるもの

なお、掲載後においても上記に該当すると認められる場合は、当公社は当該広告を速やかに削除することができる。

### 2 掲載期間

掲載期間は、原則として12か月単位とする。

年度途中から掲載する場合は、当公社が定める掲載開始日からとし、掲載料金は当該期間に応じて適用する。なお、日割り計算は行わないものとする。

### 3 掲載料金

掲載料金については、当公社ホームページに掲載する「バナー広告掲載のご案内」によるものとする。

#### 4 掲載申請

掲載希望者は、当社が指定する申込方法（申込書またはオンラインフォーム等）により、バナー広告掲載申込及び広告データの提出を、当社が指定する期日までに行うものとする。

#### 5 掲載料の支払い

申込者は、当社が指定する期日までに広告掲載料を一括して支払うものとする。  
なお、振込手数料等は申込者の負担とする。

#### 6 更新

掲載期間満了後の更新については、当社と広告主の協議により決定するものとする。

#### 7 責任

広告主は、広告の内容及びリンク先の内容に関する一切の責任を負うものとする。

#### 8 その他

本基準に定めのない事項については、当社が別に定めるものとする。

#### 附則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。